

平成 30 年 10 月 17 日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

幸福実現党政務調査会

エネルギー一部会部会長 壹岐愛子

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-8

電話：03-6441-0754

全国の原子力発電所の早期再稼働を求める要望書

平成 30 年北海道胆振東部地震に伴い、北海道全域が停電する未曾有の事態が発生し、道民の安全、生活及び経済活動に深刻な影響を与えました。仮に震源から 100km 以上離れた泊発電所（震度 2）が再稼働していれば、全域停電は起きなかった可能性が高いとの専門家による指摘もあります。現在では停電は復旧したものの、老朽化した火力発電所を酷使し、地域的にも偏った電力供給態勢が続いています。このような状況で、地震等の自然災害や設備の故障等を原因として冬季に再び停電が起きれば、多くの人命が失われる可能性もあることから、北海道においては、今冬に向けて速やかに泊発電所の全号機を再稼働し、少しでも停電のリスクを下げることを強く要望します。

さて、現在、全国で再稼働した原子力発電所は 9 基のみですが、再稼働が進まない大きな原因は、原子力規制委員会（以下、「規制委」といいます。）による新規制基準適合性に係る審査が、事実上「再稼働の許可」のように誤認され、それを政府自らが追認していることにあります。

原子炉等規制法は、新規制基準適合性に係る審査の途上にある既設の原発の運転を禁止しているわけではなく、本来は運転を継続しながら原発の安全性を高めていくことが可能です。また、規制委に原発の再稼働を止める権限はありません。しかし、規制委の田中俊一前委員長が平成 25 年に個人的に示した文書「原子力発電所の新規制施行に向けた基本的な方針（私案）^{※1}」（別紙 1）に基づき、新規制基準を既設の原発に当てはめ、適合性審査の合格をもって再稼働を認めるような運用が、法的根拠なく行われてきました。

また、政府・与党は「安全性が確認された原発の再稼働を進める」との方針を示していますが、貴職は「新規制基準に係る適合性が確認された原発については、その判断を尊重し再稼働を進める」との国会答弁を行い、いわば貴職主導で、規制委の審査合格を原発再稼働の前提条件とするような裁量行政が行われています。このことは、法治国家として不適切であるだけでなく、国家の大局を踏まえて原発再稼働を決断すべき立場にある貴職が、その責任を規制委に転嫁していることにほかなりません。

我が党は平成 30 年 9 月 20 日付で、規制委に「原子力規制行政の適正化及び新規制基準適合性に係る審査の迅速化を求める要望書」（別紙 2）を手交しました。別紙 2 で述べたとおり、原子力基本法第 2 条第 2 項には、安全の確保について「確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする」とあり、また、原子力規制委員会設置

※1 現在は政府のウェブサイトから削除されています。

法第3条においては、規制委の任務を「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること」と規定しています。しかし、これらに反して、規制委は国家としての大局を踏まえたバランスの取れた規制を行っているとはいえ、特定分野の技術論に固執し、審査の長期化により莫大な経済的損失が発生し、国民の財産を毀損しているほか、電力の安定供給を阻害し、国民の生命、健康、我が国の安全保障を脅かすおそれもあることから、適正な原子力規制行政が行われているとは到底言えません。

このような規制委の現状に鑑みれば、貴職が原発再稼働を規制委の審査合格に委ねていることは、国家としての大局を踏まえた大きな決断を誰も行わない、究極の無責任体制が形成されていることを意味します。貴職においては、規制委による新規制基準適合性に係る審査の可否に固執することなく、実質的な安全性が確保された原発については、政府の責任において直ちに再稼働を進めるよう、政策・方針の変更を求めます。

我が党は、日本の未来を見据え、原発依存度低減などを基調とする現行のエネルギー政策を抜本的に見直し、安全保障と経済成長を支える強靱なエネルギー政策の確立に力を尽くすべきと考えています。国民の生命、健康及び財産を守るため、全国の原発を直ちに再稼働するよう、我が党政務調査会エネルギー部会として、以下の対応を貴職に強く求めるものです。

記

- 一、貴職による「新規制基準に係る適合性が確認された原発については、その判断を尊重し再稼働を進める」との国会答弁を撤回し、実質的な安全性が確保された原発については、政府の責任において直ちに再稼働を進めるよう方針を変更し、表明すること。
- 一、原発再稼働にあたり、規制委、地方公共団体及び原子力事業者に責任を転嫁することなく、貴職が前面に立ち、国家としての大局を踏まえた決断を政府の責任で行うこと。
- 一、「原子力発電所の新規制施行に向けた基本的な方針（私案）」（別紙1）の無効を確認し、表明すること。
- 一、原子力規制行政の適正化のため、「原子力規制行政の適正化及び新規制基準適合性に係る審査の迅速化を求める要望書」（別紙2）を踏まえた規制委委員長への指導を行うとともに、規制委の独走・逸脱を防止し法に基づく適切な行政を行うために、規制委の活動を監視する仕組みを構築すること。

以上